

# 平成 16 年度 東京都予算等に対する要望の回答

(東京都議会自由民主党)

要 望 事 項	都 の 対 応
<p>1. 現在、自動車の保管に関しては特定地域において自動車保管場所を明確に提示しなくてはならないが、自動車整備事業者が中古自動車の販売目的で保管しているいわゆる商品自動車においても「保管場所証明」並びに「保管場所標章」の手続きを要し負担を強いられている。自動車整備事業者の扱う商品自動車にあっては展示または、次の所有者が確定するまでの一時的な保管である。</p> <p>ついては、古物商の許可を取得した自動車整備事業者の一定期間における商品自動車に限り保管場所証明等の省略を検討されたい。</p> <p>2. 軽自動車については、その納税窓口が区市町村であるため、当該軽自動車の所轄市町村でないと納税証明書の発行を受けることが出来ない。</p> <p>ついては、都民の利便向上を図るため各区市町村と軽自動車検査協会間のオンライン化を早急に制度化し、検査協会等のいずれかの窓口でも納税証明書の発行等、納税事務が行い得るよう措置されたい。</p> <p>3. 自動車整備事業者が装着したPM減少装置にあっては、都はPM減少装置の指定責任を明確にし、点検整備の励行と自動車排出ガスをおさえるための都民広報を実施されたい。</p>	<p>1. 新規登録を受けた自動車（いわゆるナンバーの付いている登録自動車）について所有者の変更があったときは、「新所有者は、その事由があった日から15日以内に、国土交通大臣の行う移転登録の申請をしなければならない（道路運送車両法第13条第1項）」とされており、この申請には、警察署長の交付する保管場所証明書を提出して行うこととされています。（自動車の保管場所の確保等に関する法律第4条第1項）</p> <p>これら法の趣旨は、自動車の保有者等に自動車の保管場所を確保し、道路を保管場所として使用しないよう義務づけ、道路運送車両法と一体として保管場所の確保の動機付けを図るものであり、その必要性は商品自動車であるか否かにかかわらずのものであることから、ご理解をいただきたい。（警視庁）</p> <p>2. 軽自動車税につきましては、区市町村において課税する税でありますので、区市町村から要望がありました場合には、地方税法上の問題がないかを含め、検討したいと考えています。（総務局）</p> <p>3. PM減少装置の指定に当たっては、「粒子状物質減少装置指定要綱」に基づき、装置の性能を示すPM減少率、信頼・耐久性、安全性、販売等のサービス体制等について、専門家で組織する指定審査会で十分な検討・審査を行っています。</p> <p>装着後のPM減少装置については、メーカーや装着した事業者から情報を収集し、稼動状況の的確な把握に努めるとともに、メーカーに対し、装置の使用条件やメンテナンス費用等の情報提供を徹底するよう指導しています。</p> <p>これらの積み重ねにより、装置に対する信頼性が高まり、普及の拡大に寄与していると考えていますが、今後とも、メーカーへの指導を適切に行ってまいります。</p> <p>また、自動車からの有害な排出ガスを低減していくためには、自動車使用者が、PM減少装置の定期的なメンテナンスはもちろん、法で定められた自動車の整備点検を確実にすることが重要と考えます。</p> <p>都はこれまで、国や警視庁が行うトラック等に対する検査に参加し、条例規制の遵守のみならず、排出ガスの低減を図るための点検整備等についても広く求めてきましたが、今後、規制遵守の説明会や事業所指導を行う際にも、あわせて点検整備の励行を強く働きかけていきたいと考えています。（環境局）</p>